

可児市水道ビジョンの改定について（要旨）

平成 16 年 6 月、国は水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道の将来像について各水道事業者が共通目標を持って、その実現のため具体的な施策や行程を包括的に示すための「水道ビジョン」を発表しました。

これを受け当市においては、水道事業の全体像をとらえ重要な課題や問題点等を抽出し、長期的な水道システムの構築および整備をするため、計画期間を平成 21 年度から平成 30 年度として、新たな視点に立った「可児市水道ビジョン」を作成しました。

今回の改定は、計画期間の満了を迎えたため、新たに計画期間を平成 31 年度(2019)から平成 40 年度(2028)とし、平成 29 年度に改定した水道整備基本計画との整合性を確認しながら、「市民中心のまちづくり」を基本理念とした可児市第 4 次総合計画後期基本計画の実現に向けて計画の見直しをするものであります。

主な内容は、以下のとおりです。

はじめに.....P1

可児市水道事業の理念「安全・安心な水道水を安定的に供給する」を達成し、「若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」に寄与するとともに、次世代へ適正に水道を引き継ぐことができるよう、市民の皆様と共に、事業の推進に努めてまいります。

目的.....P2

水道事業の全体像をとらえ、重要な課題や問題点等を抽出して、長期的な水道システムの構築および整備をするため、平成 29 年度に改訂した「可児市水道整備基本計画」を基に中期的な水道ビジョンを策定しました。

事業運営.....P3

給水区域.....P4

水道事業の給水対象区域である給水区域は 78.18k m²で、行政区域面積 87.57 k m²より 9.39 k m²小さくなっています。

水需要.....P8

計画期間の変更による給水人口の予測の変更.....P8

平成 29 年度末の給水人口は、100,921 人ですが、平成 40 年度(2028)末は 96,322 人と予測しました。また、1 日最大給水量は、39,583 m³とし、将来の人口減少予測を反映したものとしました。

水道事業の現状.....P11

収支状況.....P11

給水人口の増減は横ばいのなか、現金収入としては減少傾向となっています。また、加入分担金などの特別利益の割合が比較的大きくなっています。

平成 23 年度及び平成 25 年度には、可児市の一般会計から高料金対策補助金（他会計補助金）を受けるなど厳しい経営状況でしたが、長期前受金戻入の導入により、高料金対策補助金は受けていないものの同様の厳しい経営状況となっています。

資本的支出における事業費は、平成 27 年度以降は、耐震化事業が本格的に開始されたため、高額な支出が継続しています。

企業債は、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間で繰り上げ償還をしたため、残高が大きく減少し、その後も、新たな起債がないため、順次減少しています。

これらにより資金残高は、平成 26 年度をピークに徐々に減少しています。

施設の現状.....P15

巻末資料 1「送・配水施設フロー図」のように、配水池 20 箇所、ポンプ場 7 箇所の施設があり、5 箇所ですべて受水しています。

水道事業の課題.....P19

「安全・安心な水を安定的に供給する」を水道事業の基本理念に掲げ、「持続」「安心」「安定」「環境」の4つの側面に課題を分類し、検討しました。

水道事業の施策の展開.....P23

主要施策も課題に対応して分類し、検討しました。基本理念の図を参照。

水道事業経営の健全維持.....P24

財政見通しとしては平成 30 年度から平成 40 年度(2028)までを水道整備基本計画に合わせたものに変更しました。なお、この間に資金残高が約 18 億円から約 9 億円に減少する見通しであり、経営的に若干の余力はあるものの、現状の受水費と水道料金が継続される場合には、楽観視はできません。財政計画は、県水受水費の値上げも有り得ることから、「今後、中長期的な観点から適正な料金を算定していくことや借入金の検討、事業補助金の獲得で投資計画の財源を確保する」としました。巻末資料 3「財政見通し」参照。

【業務の外部委託】

検針業務・料金徴収業務や、配水池等の日常管理業務などの専門的な業務を外部委託してきましたが、今後も業務の効率化につながる分野を模索し、外部委託を検討します。

計画的な施設整備と安定供給.....P25

水道整備基本計画に基づき、時点修正を行いながら計画的で効率的な施設整備を推進します。

【耐震対策の実施】

「水道施設については、平成 35 年度(2023 年度)を目処に残る工業団地ポンプ場の耐震対策を実施」また、「送水管などの重要な基幹管路については、平成 43 年度(2031 年度)を目処に実施」することとしました。

【配水管の老朽化対策の実施】

昭和 40 年代の塩化ビニル管が残存する桜ヶ丘地区については、平成 33 年度(2021 年度)を目処に入れ替え工事を完了することとしました。

【配水ブロックの見直し】

緑配水池は当該配水ブロック愛岐ヶ丘配水ブロックへの統合し、廃止することとしました。

また、緑ヶ丘配水池は当該配水ブロック長山配水ブロックへの統合し、廃止することとしました。

【二野工業団地への安定配水】

二野工業団地への配水は、長山配水池から行っていますが、管網の容量が少なく給水量の制限を行っている状況です。これを解消するため、市道二野大森線の新設工事に合わせ、桂ヶ丘配水池からの配水管路を整備します。

【ポンプ場の非常用電源の確保】

長洞ポンプ場以外の 8 箇所のポンプ施設には電力会社からの受電の停止に備えた発電設備がないため、自家発電装置等の非常用電源装置の確保や配置を検討します。

今後の事業計画.....P28

「可児市水道整備基本計画」では、事業計画総括表のように6つの事業を計画していますが、平成40年度(2028)までは、4つの事業を予定しています。

【基幹管路耐震化事業】

基幹管路のルート見直しと管の入替えを行い、耐震化を進めます。

【配水ブロック統廃合事業】

工業団地ポンプ場の移設や緑配水池及び緑ヶ丘配水池の廃止に向けた送水管のルート見直しと管の入替えを行い、同時に耐震化も進めます。

【老朽管面整備事業】

漏水及び赤水対策のため、早期に対処すべき箇所として、桜ヶ丘地区の塩化ビニル管路や愛岐ヶ丘、緑及び緑ヶ丘の老朽铸铁管の入替えを行い、同時に耐震化も進めます。

【施設更新事業】

老朽化した機械・電気設備を、計画的に延命を図りながら、更新していきます。

安心して飲める水道水の供給.....P29

水道水が安全であることは、水道を供給する事業者の使命です。「可児市水道事業水安全計画」に基づき、各種検査・確認を行うとともに、その時々の水質基準に合わせ、水安全計画の見直しを行います。

【赤水の発生防止対策】

老朽化した铸铁製水道管の内部は錆が付着し赤水が発生しやすくなっています。このため、これらの管路の内部調査を行い、優先順位を定めて管路の更新を行います。

災害時における飲料水の確保.....P29

渇水・地震等の災害時でも必要最低限の給水を確保するため、防災訓練や緊急資材の保持などを行い、災害時には配水池等での水道水の確保や応急給水などを迅速かつ的確に行えるようにします。

情報提供のあり方.....P34

情報を「水道を利用するために必要な情報」、「安心して水道を利用するための情報」、「水道への理解を深める情報」等に整理し、市民の目線に立った情報として発信・提供していきます。

環境負荷の低減.....P37

水道事業は、水という天然資源を原料とするとともに、電力使用などで環境に負荷を与えているため、ポンプ動力の抑制、有収率の向上などで環境負荷やエネルギーの低減を図ります。

【直結直圧給水の推進】

配水管の動水圧が十分保たれているところは、直結直圧給水することで受水槽用加圧ポンプの動力エネルギーを削減できるため、3階以上の建物にも直圧給水の導入を推進します。